

「十七条御法語」について

—第十五条法語に関する伝承と変遷—

研究生 長尾 隆寛

本発表は、『西方指南抄』に所収されている「十七条御法語」に注目し、法然上人（以下、祖師の敬称を省略）の御法語がどのような伝承や変遷を経て伝えられてきたかという点について見ていくことを目的とする。

十七条御法語の第十五条には「又云、真実心トイフハ、行者願往生ノ心也。矯飾ナク、裏表ナキ相応ノ心也。雑毒虚假等ハ、名聞利養ノ心也。大品経云、捨利養名聞。大論述此文之下云、當業捨雜毒者、一声一念猶具之、無実心之相也、翻内矯外者、假令外相不法、内心真実願往生者、可遂往生也。云々。深心トイフハ、疑慮ナキ心也。利他真実者、得生之後利他門之相也。ヨテクハシク釈セスト（以下後半部は省略）」と説かれている（以下「十七条⑮」とする）。ここでは「至誠心」・「深心」・「廻向発願心」の三心について説かれている。

この「十七条⑮」には、以下のような問題点がある。①「十七条御法語」の中で異例の長さである②前半と後半に大きく分けられ、前半部分の構成にやや不自然な点がある③前半部は和語、後半部は漢語中心である。この問題について永井隆正氏は、「十七条⑮」の前半部における至誠心解釈と後半部の解釈が異なっていることから二つの法語に

分けられるとし、角野玄樹氏は、「十七条⑮」の前半部と後半部は全く別の法語である可能性と、伝承過程で何らかの理由で合併されたものであるという可能性を挙げ、その理由として、両者の内容に差違がある、前半部の流れがぎこちないなどとしている。さらに角野氏は、永井氏が一応は法然のものとしていた前半部について、善導や他の法然の文献には明言されていない内容が説かれているなどという理由から法然のものとすることに異議をとなえている。

本発表では、前半部に説かれる三心、特に至誠心に関する思想に注目し、聖光・良忠・明遍・良遍などの浄土宗と関係の深い諸師の思想と比較したうえで考察し、この御法語の伝承形態を探っていった。また、これまでに考察した他の条の結果もふまえて考察した結果、「十七条⑮」は確かに直接法然著作にはみられない説示ではあるが、法然から明遍・良遍などに伝わった詞が伝承され、良忠や「十七条御法語」に伝わったと考えるのが妥当であると考えられるという結論にいたった。確かに前半部には乱雑さや不自然さがみられ、法然の詞が原型のまま伝わっているとは考えにくい、それは伝承の中での変化である可能性が高く、それをもって法然のものではないとする決定的な理由にはならないと考える。今後の課題としては、信瑞など、信空系の諸師と明遍など南都浄土教者との関係や、それら諸師を含めた当時の諸師間の動向、さらには法然教団との関係を、それら諸師に関連すると考えられる『明義進行集』や

『一言芳談』などの文献を含めて明らかにしたうえで考察する必要がある。

(1) 永井隆正氏 『西方指南抄』所収「法語十八条について」(印仏研四二—二一九九四)。

(2) 角野玄樹氏 『和語燈録』所収『三心義』について(印仏研五三—二〇〇四)。

(3) 前半部最後に「利他真実」を「得生之後利他門之相」としていることは、確かに法然の著作にはみられない思想である。ただし、これが明らかに他の誰かの思想と一致するものであると断定できない以上、至誠心→深心の後に説かれることもあり、法然のものではないとするよりは、単なる書写段階で「廻向発願心」と間違えたと考える方が妥当ではないかと考える。廻向発願心を細積しない『選択集』にも通じる。『大智度論』の文を間違えているところなど、文献的に問題があることは間違いないことであるが、それをもって非法然とすることはできない。